

## 5 手荷物運賃（片道）

### （１） 受託手荷物運賃

「受託手荷物」とは、乗船する区間について運送を委託することができる物品で、三辺の長さの和が200センチメートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品をいう。

種別	適用範囲	単位	地島～神湊	大島～神湊
手荷物	三辺の長さの和が200cm以下で、かつ、重量が30kg以下の渡船に預けた手荷物	1個	100円	210円
備考				
1 受託手荷物には、台車、キャリーカー等を含む。				
2 三辺の長さの和が135cm未満又は重量が20kg未満で旅客が携行する手荷物については、2個まで運賃の徴収はしない。				

### （２） 特殊手荷物運賃

「特殊手荷物」とは、乗船する区間について運送を委託することができる道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって二輪のもの、同条第3項に規定する原動機付自転車、同条第4項に規定する軽車両、自転車及び小児用の車をいう。

種別	適用範囲	単位	地島～神湊	大島～神湊
軽車両等	自転車、小児用の車その他道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両	1台	150円	320円
原動機付自転車	総排気量が0.125L以下	1台	450円	640円
二輪の自動車	総排気量が0.75L未満	1台	670円	960円
	総排気量が0.75L以上	1台	900円	1,280円
備考 旅客1人につき、1台を限度とする。				